

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

## 2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 に基づく登録業者であること。
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を愛媛県議会議事堂に専任で配置することができる者であること。
- (4) 障がい者雇用に取り組んでいること。
- (5) 愛媛県内に本社・本店を有する者であること。
- (6) 過去 2 年間に、県内において、国又は地方公共団体の建築物の清掃業務を、継続して 1 年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。
- (7) 別記 4 に掲げる提出期限の日から入札をする日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (8) 上記(1)から(7)の資格を有し適切かつ確実に委託業務を遂行できることの確認をうけたものであること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して議会事務局長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 委託業務名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印なお、入札書への押印省略を希望した場合、当入札に係る責任者及び入札参加者又はその代理人の職名、氏名及び連絡先を入札書余白部分に記載し、かつ、社員証等により入札参加者又はその代理人本人であることが確認（代理人の場合は委任状も確認。）できた場合のみ、ウ及びエに掲げる押印の省略を認めるものとする。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び押印する場合の印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。（委任状は押印省略不可。）
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。また、押印を省略した場合の訂正は認めないことから、新たに入札書を作成すること。
- (10) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記4により令和7年3月10日(月)午後5時15分までに提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が連合、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積もる契約金額)。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、委託料の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
- (16) 開札は即時開札とする。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び立会職員以外の者は入室することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に関しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しない時は、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

#### 5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書(押印省略が認められた場合のみ押印のない入札書でも有効。入札参加者本人の氏名のない入札書は無効。)
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。また、押印省略が認められた場合のみ押印のない入札書でも有効。代理人の氏名のない入札書は無効。)
- (5) 委託業務の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書

- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (11) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、会計規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行ったもののうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。  
ついては、次の事項に留意すること。
  - ① 最低制限価格が設定されていること。
  - ② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、立会職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。  
ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり。

## 10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた委託業務に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2156

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、別記3のとおり。
- (3) 本件委託業務は、令和7年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県議会議事堂清掃業務委託  
(所在地：愛媛県松山市一番町四丁目 4-2)
- (2) 委託業務の内容等  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所  
愛媛県議会議事堂
- (5) 入札方法  
(2)についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 10 時
- (2) 場所 愛媛県議会議事堂 4 階 経済企業委員会室

### 3 事務を担当する部局

- (1) 部局の名称 愛媛県議会事務局総務課経理係
- (2) 所在地 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
- (3) 電話 089-912-2837
- (4) F A X 089-941-8794
- (5) E-mail gikaisoumu@pref.ehime.lg.jp

### 4 事前に提出する書類等について

- (1) 提出書類等
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 過去 2 年間に、県内において、国又は地方公共団体の建築物の清掃業務を、継続して 1 年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があることを証明できる書類
  - ウ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明書（写）
  - エ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同規模の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類。
- (2) 提出先及び受付時間等
  - ア 提出先 愛媛県議会事務局総務課経理係
  - イ 提出期限 令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時 15 分（郵送の場合も必着とする。）
  - ウ 受付時間 土曜日及び日曜日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く）
- (3) 入札参加の可否の通知  
提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否は、令和 7 年 3 月 13 日（木）までに提出者に対して「入札参加資格確認通知書」により通知する。